

報告会社 御中

一般社団法人  
近畿ブロック昇降機等検査協議会



令和6年2月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2月度の受付台数は16,461台で前年同月比106.8%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. エスカレーターの告示改正に関する検査結果判定について

先月の月報でもお知らせしましたが、令和6年1月31日付けでエスカレーター周辺部の安全対策や安全装置に関する告示改正が公布されました。

告示改正については令和6年4月1日からの施行となりますので、既設物件においては同一日以降の検査日より新法が適用されることとなります。協議会への提出日とは異なりますのでご注意願います。

また、令和6年3月31日以前の検査日では、新法適用が出来ませんので必要に応じ所有者様並びに管理者様へご説明いただき、ご理解を賜りますようお願い致します。

新法適用により判定が「要是正」から「既存不適格」や「指摘なし」へ変更になると思われれますが、変更になった理由の記入や完了届の提出は不要ですので、新法の判定のみを記入し提出いただきますようお願い致します。

【改正内容】令和6年4月1日施行

番号	検査項目	判定内容
4(7)	安全装置	・ハンドレール停止検出装置を追加 ハンドレール停止検出装置の作動の状況 (ハンドレール停止を検出し、エスカレーターの運転を自動的に停止)
5(2)	安全対策	・ハンドレールと転落防止柵とのすき間 (すき間は160~200mm)
5(2)	同上	・ハンドレールと誘導柵とのすき間 (すき間は160mm以上)
5(2)	同上	・外側板及び建物壁と進入防止用仕切板とのすき間 (すき間は110mm以下) ・ハンドレールから仕切板までの距離 (ハンドレール下面から仕切板までの距離は25mm以上)
5(4)	同上	・踏段上直部の障害物の状況 (踏段から鉛直距離2100mm以内)
5(5)	同上	・交差部可動警告板の取付け (端が厚さ3mm以上の角がないもの、ハンドレールを乗り越えない構造、前縁は直径50mm以上の円筒形) ハンドレール外縁から500mm以下の範囲に設置されている場合が対象
5(7)	同上	・登り防止用仕切板の設置の状況 (ハンドレール下面から仕切板までの距離25mm以上)

※5(2)・5(5)・5(7)は、当該設備を設ける場合に適用されます。

※改正内容につきましては、一般財団法人 日本建築設備・昇降機センターから「定期検査業務基準書」及び「昇降機技術基準の解説」の追補版が販売予定されています。詳しくはホームページ等でご確認下さい。

以上